

## 全員提出

<input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業届出書(施行規則第一号様式)	取得先 板橋区保健所生活衛生課 窓口等で配布
<input type="checkbox"/> 法第四条欠格事由に該当しないこと等を誓約する書面(誓約書)	
<input type="checkbox"/> 周辺住民等への事前周知を行った旨を証する書類	
<input type="checkbox"/> 消防機関に相談等を行った旨を証する書類	
<input type="checkbox"/> 板橋区資源環境部資源循環推進課に相談等を行った旨を証する書類	
<input type="checkbox"/> 安全確保措置に関する適合状況チェックリスト	

<input type="checkbox"/> 住民票(3か月以内に発行されたもの) 外国籍の方については、住民票が提出できない時の住民票に代わる書面として、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のあるもの(これに該当する書類が提出できない者については、パスポートの写し)	住所地 の市区 町村
--	------------------

<input type="checkbox"/> 本籍地の市区町村長で発行する「身分証明書」(3か月以内に発行されたもの) 外国籍の方については、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者に該当しない旨を証明する書類(これに該当する書類が存在しない場合、当該者に該当しないものであることを公証人又は公的機関等が証明した書類(AFFIDAVIT))	本籍地 の市区 町村	①
---	------------------	---

<input type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)	法務局
--	-----

次に掲げる事項を明示した住宅の図面 <input type="checkbox"/> (1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 <input type="checkbox"/> (2) 住宅の間取り及び出入口 <input type="checkbox"/> (3) 各階の別 <input type="checkbox"/> (4) 居室(法第五条に規定する居室をいう。)、宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室をいう。)及び宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く。)のそれぞれの床面積 <input type="checkbox"/> (5) 安全確保の措置状況		②
---	--	---

## 該当者のみ提出

## 住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託する場合

- 法第三十四条の規定により交付された書面の写し

届出者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合

- 法定代理人の同意書
- 法定代理人が法人の場合、法人の登記事項証明書
- 法定代理人(法定代理人が法人の場合はその役員)に関する身分証明書

現に生活の本拠として使用している家屋以外にあたる場合

入居者の募集が行われている家屋の場合

- 入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類

③

随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋の場合

- 当該住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類

④

届出者が住宅の賃借人・転借人の場合

届出者が賃借人である場合

- 賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面

届出者が転借人である場合

- 賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面

住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合

- 専有部分の用途に関する規約の写し(規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、併せて管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類(誓約書等))

⑤

## ① 各市区町村の発行する「身分証明書」

本籍地の各市区町村役場戸籍係等にお問い合わせください。  
板橋区に本籍のある方は、板橋区役所戸籍住民課証明係(板橋区役所1階2番窓口 電話3579-2210)、もしくは各区民事務所が窓口です。  
身分証明書とは、(禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知)、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したことになります。

## ② 住宅の図面

必要事項が明確に記載されていれば、手書きの図面であっても差し支えありません。

## ③ 入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類

例として、広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し、募集の写真等を添付してください。

## ④ 当該住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類

例として、届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写し等を添付してください。



## ⑤

専有部分の用途に関する規約の写し  
(規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類(誓約書等))

専有部分の用途に関する規約の写しを添付してください。  
規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、併せて、管理組合に住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類を添付してください。  
禁止する意思がないことを確認したことを証する書類とは、「管理組合に事前に住宅宿泊事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会・理事会等で決議されていない旨」を確認した誓約書(板橋区HP、板橋区生活衛生課窓口に様式があります。(区ガイドライン様式3))又は、法成立以降(平成29年6月16日以降)の総会及び理事会の議事録その他の管理組合に届出住宅において、住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証明する書類となります。

下記の様式は、板橋区HP、板橋区保健所生活衛生課で配布しています。  
記載方法などご不明な点は、下記連絡先までお問い合わせください。

- 住宅宿泊事業届出書(施行規則第一号様式)
- 法第四条欠格事由に該当しないこと等を誓約する書面(区ガイドライン様式6)
- 周辺住民等への事前周知を行った旨を証する書類(区ガイドライン様式1)
- 消防機関に相談等を行った旨を証する書類(区ガイドライン様式4)
- 板橋区資源環境部資源循環推進課に相談等を行った旨を証する書類(区ガイドライン様式4-2)
- 安全確保措置に関する適合状況チェックリスト(区ガイドライン様式2)

板橋区保健所生活衛生課  
環境衛生施設係  
電話:3579-2335